

# 石川県公報

令和2年3月31日

第13293号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

| 告 示                                 |   | 公 告                            |    |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|----|
| ○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定<br>(厚生政策課) | 1 | ○一般競争入札の落札者等<br>(教育委員会事務局)     | 5  |
| ○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定<br>(同)   | 1 | ○石川県医師確保計画策定の概要公告<br>(地域医療推進室) | 6  |
| ○随意契約の相手方等<br>(医療対策課)               | 1 | ○石川県外来医療計画策定の概要公告<br>(同)       | 6  |
| ○県道の区域の変更<br>(道路整備課)                | 2 | ○農用地利用配分計画の認可公告<br>(農業政策課)     | 7  |
| ○県道の供用の開始<br>(同)                    | 2 | <b>選挙管理委員会</b>                 |    |
| ○道路の占用を制限する区域の指定<br>(同)             | 3 | ○政治団体の届出の公表                    | 8  |
| ○海岸保全区域の指定<br>(河川課)                 | 3 | ○政治団体の届出事項の異動の届出の公表            | 9  |
| ○二級河川の指定の変更<br>(同)                  | 4 | ○政治団体の解散の届出の公表                 | 9  |
|                                     |   | ○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表           | 10 |

## 告 示

### 石川県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居宅介護事業者    |                     | 居宅介護事業所    |                 | 指 定<br>年月日   |
|------------|---------------------|------------|-----------------|--------------|
| 名 称        | 主たる事務所の所在地          | 名 称        | 所 在 地           |              |
| 株式会社フロンティア | 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 | フロンティア津幡薬局 | 河北郡津幡町字渦端421-17 | 令和2年<br>3月1日 |

### 石川県告示第105号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居宅介護事業者    |                     | 居宅介護事業所    |                 | 指 定<br>年月日   |
|------------|---------------------|------------|-----------------|--------------|
| 名 称        | 主たる事務所の所在地          | 名 称        | 所 在 地           |              |
| 株式会社フロンティア | 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 | フロンティア津幡薬局 | 河北郡津幡町字渦端421-17 | 令和2年<br>3月1日 |

### 石川県告示第106号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札を実施したところ落札者がなく、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意

契約の相手方等について告示する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立中央病院管理局用度課施設係  
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年3月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
太平ビルサービス株式会社  
金沢市南町2番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
104,544,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年1月21日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に該当するため

#### 石川県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名   | 道路の区域                  |     |             |       | 関係図面の<br>縦覧場所        |
|-------|------------------------|-----|-------------|-------|----------------------|
|       | 変更の区間                  | 旧新別 | 敷地の幅員(m)    | 延長(m) |                      |
| 珠洲穴水線 | 珠洲市宝立町南黒丸丸式八字3番1地先から   | 旧   | 35.55～48.09 | 36.5  | 珠洲土木<br>事務所<br>維持管理課 |
|       | 珠洲市宝立町南黒丸丸式八字3番1地先まで   | 新   | 44.16～50.81 | 36.5  |                      |
| 折戸飯田線 | 珠洲市東山中町元蛸島村壺式部4番4地先から  | 旧   | 15.08～32.55 | 53.8  | 〃                    |
|       | 珠洲市東山中町元蛸島村壺式部4番10地先まで | 新   | 28.36～36.27 | 53.8  |                      |
| 〃     | 珠洲市折戸町シ部4番1地先から        | 旧   | 12.50～41.24 | 153.6 | 〃                    |
|       | 珠洲市折戸町シ部12番1地先まで       | 新   | 14.74～78.48 | 153.6 |                      |

#### 石川県告示第108号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名   | 供用開始の区間   | 供用開始の期日   | 関係図面の縦覧場所    |
|-------|---|-----------|--------------|
| 珠洲穴水線 | 珠洲市宝立町南黒丸丸式八字3番1地先から<br>珠洲市宝立町南黒丸丸式八字3番1地先まで    | 令和2年3月31日 | 珠洲土木事務所維持管理課 |
| 折戸飯田線 | 珠洲市東山中町元蛸島村壱式部4番4地先から<br>珠洲市東山中町元蛸島村壱式部4番10地先まで | 〃         | 〃            |
| 〃     | 珠洲市折戸町シ部4番1地先から<br>珠洲市折戸町シ部12番1地先まで             | 〃         | 〃            |

**石川県告示第109号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。  
なお、その関係図面は、令和2年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

| 道路の種類 | 路線名   | 占用を制限する区域                                       | 関係図面の縦覧場所    |
|-------|-------|---|--------------|
| 県道    | 珠洲穴水線 | 珠洲市宝立町南黒丸丸式八字3番1地先から<br>珠洲市宝立町南黒丸丸式八字3番1地先まで    | 珠洲土木事務所維持管理課 |
| 〃     | 折戸飯田線 | 珠洲市東山中町元蛸島村壱式部4番4地先から<br>珠洲市東山中町元蛸島村壱式部4番10地先まで | 〃            |
| 〃     | 〃     | 珠洲市折戸町シ部4番1地先から<br>珠洲市折戸町シ部12番1地先まで             | 〃            |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年3月31日

**石川県告示第110号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、海岸保全区域の指定に関する件（昭和39年石川県告示第177号）で指定した富来海岸海岸保全区域は、廃止する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

海岸名 富来海岸

| 地区名                                 | 事項  | 説 明                          |
|-------------------------------------|---|------------------------------|
| 富来領家町地区・<br>里本江地区・<br>給分地区・<br>相神地区 | 区域の位置   | 起点 羽咋郡志賀町富来領家町タ1番4地先         |
|                                     |   | 終点 羽咋郡志賀町相神丙49番地先            |
|                                     |   | 延長 1,734メートル                 |
|                                     | 基点の位置   | 点1号 (起点) 羽咋郡志賀町富来領家町タ1番4地先標杭 |
|                                     |   | 点2号 羽咋郡志賀町富来領家町タ2番10地先標杭     |
|                                     |   | 点3号 羽咋郡志賀町富来領家町タ2番10地先標杭     |
|                                     |   | 点4号 羽咋郡志賀町里本江四九1番2地先標杭       |
|                                     |   | 点5号 羽咋郡志賀町里本江四九2番1地先標杭       |
|                                     |   | 点6号 羽咋郡志賀町給分口34番1地先標杭        |
|                                     |   | 点7号 羽咋郡志賀町給分イ40番13地先標杭       |
|                                     |   | 点8号 羽咋郡志賀町里本江五壺2番1地先標杭       |
|                                     |   | 点9号 羽咋郡志賀町相神丙49番地先標杭         |
|                                     |   | 点10号 羽咋郡志賀町相神丙49番地先標杭        |
|                                     |   | 点11号 (終点) 羽咋郡志賀町相神丙49番地先標杭   |
|                                     | 陸域側境界   | 点1号から点11号までの各点を結ぶ線           |
|                                     | 水域側境界   | 点1号から方位235度36分で331.5mにある1-1、 |
|                                     |   | 点2号から方位235度13分で329.0mにある2-1、 |
|                                     |   | 点3号から方位233度37分で328.0mにある3-1、 |
|                                     |   | 点4号から方位233度37分で321.5mにある4-1、 |
|                                     |   | 点5号から方位233度37分で288.0mにある5-1、 |
| 同様に84mにある5-2、                       |   |                              |
| 点6号から方位226度34分で94.5mにある6-1、         |   |                              |
| 点7号から方位221度25分で102.0mにある7-1、        |   |                              |
| 点8号から方位219度51分で119.0mにある8-1、        |   |                              |
| 点9号から方位213度55分で125.0mにある9-1、        |   |                              |
| 点10号から方位210度18分で130.0mにある10-1、      |   |                              |
| 点11号から206度00分で50.4mにある11-1を結ぶ線      |   |                              |
| 陸域幅                                 | 34メートル乃至80メートル                                    |                              |
| 水域幅                                 | 0メートル乃至294メートル                                    |                              |
| 保全区域                                | 陸域側境界線、水域側境界線、点1号から1-1を結ぶ線及び点11号から11-1を結ぶ線に囲まれた区域 |                              |

付記 海岸保全区域平面図閲覧場所

- 1 金沢市鞆月1丁目1番地 石川県土木部河川課
- 2 羽咋市石野町へ31番地 石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所

## 石川県告示第111号

河川法(昭和39年法律第167号)第5条第6項により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 区分 | 名 称            | 区 間   |        |
|----|----------------|---|--------|
|    |                | 上 流 端   | 下 流 端  |
| 旧  | 日用川水系<br>日 用 川 | 左岸 羽咋郡志賀町草木16の61番地先<br>「小谷内頭首工」<br>右岸 羽咋郡志賀町草木17の 8 番地先<br>「小谷内頭首工」 | 海      |
| 新  | 熊木川水系<br>日 用 川 | 左岸 羽咋郡志賀町草木16の61番地先<br>「小谷内頭首工」<br>右岸 羽咋郡志賀町草木17の 8 番地先<br>「小谷内頭首工」 | 熊木川合流点 |

**石川県告示第112号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和 2 年 3 月 31 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
スマートスクールネット通信機器等借上 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県教育委員会事務局庶務課  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年 7 月 3 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
N T T ビジネスソリューションズ株式会社  
金沢市増泉 1 丁目 43 番 1 号
- 5 落札金額  
438,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年 5 月 17 日

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
スマートスクールネット映像配信機器等借上 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県教育委員会事務局庶務課  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年 7 月 3 日
- 4 落札者の名称及び所在地  
西日本電信電話株式会社  
金沢市出羽町 4 番 1 号
- 5 落札金額  
79,228,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年5月17日

## 公 告

### 石川県医師確保計画策定の概要公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、石川県医療計画の一部として、石川県医師確保計画を定めたので、その概要を次のとおり公表する。

なお、石川県医師確保計画は、令和2年3月31日から同年4月30日まで石川県行政情報サービスセンター並びに県内の各保健福祉センター及び同地域センターにおいて縦覧に供する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県医師確保計画

#### 第1章 総論

##### 1 医師確保計画策定の趣旨

全国的に医師の偏在は、長きにわたり課題として認識されながら、現時点においても解消が図られていないため、平成30年の改正医療法に基づき、厚生労働省において「医師偏在指標」が算定され、県は医師偏在指標を踏まえ、医療計画の中に医師確保計画を策定することとなった。

##### 2 医師確保計画の内容

令和5年度（2023年度）末までを計画期間とし、三次医療圏及び二次医療圏ごとに、医師確保の方針、確保すべき目標医師数、目標の達成に向けた施策内容という一連の方策を定めるもの。

##### 3 医師確保計画の位置づけ

石川県医療計画の一部として、医療従事者の確保に関する事項のうち、医師の確保に関する事項を別に定めるもの。

##### 4 医師確保計画の策定体制

#### 第2章 医師偏在の現状

##### 1 医師偏在指標について

##### 2 本県における医療圏別の医師偏在指標

##### 3 医師少数区域・医師多数区域等の設定

#### 第3章 医師確保の方針及び目標医師数

#### 第4章 目標達成に向けた施策

##### 1 二次医療圏の設定

##### 2 目標達成に向けた施策内容

#### 第5章 産科医師確保計画

##### 1 産科医師確保計画について

##### 2 産科医師偏在の現状

##### 3 産科医師確保の方針及び偏在対策基準医師数

##### 4 産科医師偏在指標を踏まえた施策

#### 第6章 小児科医師確保計画

##### 1 小児科医師確保計画について

##### 2 小児科医師偏在の現状

##### 3 小児科医師確保の方針

##### 4 小児科医師偏在指標を踏まえた施策

### 石川県外来医療計画策定の概要公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、石川県医療計画の一部として、石川県外来医療計画を定めたので、その概要を次のとおり公表する。

なお、石川県外来医療計画は、令和2年3月31日から同年4月30日まで石川県行政情報サービスセンター並びに県



内の各保健福祉センター及び同地域センターにおいて縦覧に供する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県外来医療計画

第1章 総論

1 外来医療計画の趣旨

地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が全国的に都市部に偏っている等の状況にあり、外来医療機能の不足・偏在等へ対応するため、平成30年の改正医療法に基づき、厚生労働省において「外来医師偏在指標」が算定され、県は外来医師偏在指標を踏まえ、医療計画の中に外来医療計画を策定することとなった。

2 外来医療計画の内容

令和5年度(2023年度)末までを計画期間とし、二次医療圏ごとに、外来医師偏在指標に基づく外来医療の偏在是正の方針や偏在是正に向けた施策に加え、医療機器の効率的な活用に関する方針を定めるもの。

3 外来医療計画の位置づけ

石川県医療計画の一部として、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を別に定めるもの。

4 対象区域の設定

5 外来医療計画の策定体制

第2章 外来医療(全般)及び外来医師偏在の状況

1 外来医療提供体制(全般)

2 外来医師偏在の現状

第3章 その他の外来医療に関する状況(在宅医療、初期救急医療)

1 在宅医療の状況

2 初期救急医療の状況

第4章 外来医療体制の確保に向けた取組

1 新規開業者に対する情報提供

2 外来医師多数区域における新規開業者に対する不足する外来医療への協力確認

第5章 医療機器の効率的な活用に係る計画

1 医療機器の効率的な活用に係る計画の概要

2 医療機器の設置状況

3 医療機器の共同利用による効率的な活用に向けた取組

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者  |        | 賃借権の設定等を受ける土地        |
|---------------|--------|----------------------|
| 氏名又は名称        | 住 所    |                      |
| 笹谷内 秀雄        | 鳳珠郡能登町 | 鳳珠郡能登町字斉和い部16番ほか44筆  |
| 農事組合法人 岩井戸農産  | 鳳珠郡能登町 | 鳳珠郡能登町字五十里い部2番ほか19筆  |
| 南 正晴          | 鳳珠郡能登町 | 鳳珠郡能登町字五十里い部1番ほか15筆  |
| 辻浦 芳一         | 鳳珠郡能登町 | 鳳珠郡能登町字五十里に部35番2ほか1筆 |
| 粟蔵水稻株式会社      | 輪島市    | 輪島市町野町東大野168番ほか23筆   |
| 農事組合法人 時国営農組合 | 輪島市    | 輪島市町野町西時国3番ほか3筆      |
| 泉 雄一          | 輪島市    | 輪島市町野町川西田長8番1ほか1筆    |
| 山下 祐介         | 輪島市    | 輪島市町野町川西田長20番1ほか7筆   |
| 久成 俊作         | 輪島市    | 輪島市町野町川西田長25番ほか1筆    |

|               |        |                   |
|---------------|--------|-------------------|
| 竹内 新栄         | 輪島市    | 輪島市三井町長沢101番      |
| 山田 賢一         | 羽咋市    | 羽咋市滝町1352番        |
| 折戸 利弘         | 羽咋市    | 羽咋市滝町1326番        |
| 株式会社 JAアグリはくい | 羽咋市    | 羽咋市滝町1439番ほか2筆    |
| 柏田 一夫         | 小松市    | 小松市能美町ハ74番        |
| 木戸 教一         | 小松市    | 小松市波佐谷町西97番       |
| 北本 伊志         | 小松市    | 小松市千代町平74番1ほか1筆   |
| 升田 英治         | 小松市    | 小松市八幡109番1        |
| 有限会社 くらた農産    | 白山市    | 白山市平松町201番の1ほか15筆 |
| 有限会社 ばんば      | 白山市    | 白山市宮永町2141番ほか7筆   |
| 木林 敏明         | 白山市    | 白山市日向町159番ほか4筆    |
| 農事組合法人 白山農産   | 白山市    | 白山市白山町187番の1ほか2筆  |
| 農事組合法人 上吉野農場  | 白山市    | 白山市吉野北63番の1ほか1筆   |
| 堀 治           | 金沢市    | 金沢市下安原町西233番      |
| 松尾 武弘         | 金沢市    | 金沢市下安原町西496番ほか3筆  |
| 吉田 武志         | 金沢市    | 金沢市下安原町西604番      |
| 荒川 顕博         | 金沢市    | 金沢市下安原町西1047番ほか2筆 |
| 清水 大志         | 金沢市    | 金沢市下安原町西1074番ほか1筆 |
| 山森 篤          | 金沢市    | 金沢市下安原町西1141番     |
| 西村 和憲         | 金沢市    | 金沢市下安原町西1043番     |
| 向井 好昭         | 金沢市    | 金沢市下安原町西886番      |
| 吉田 孝之         | 金沢市    | 金沢市下安原町西1179番ほか1筆 |
| 有限会社 あさひ      | 白山市    | 金沢市打木町東1573番ほか16筆 |
| 梅木 健          | 金沢市    | 金沢市大浦町ヨ82番1ほか2筆   |
| 宮崎 利建         | 金沢市    | 金沢市大浦町ト117番1      |
| 下野 潔          | 金沢市    | 金沢市大浦町カ78番1ほか3筆   |
| 株式会社 北ファーム    | 金沢市    | 金沢市宮保町ハ66番1ほか13筆  |
| 奥村 明義         | 金沢市    | 金沢市福久町チ58番ほか47筆   |
| 農事組合法人 瑞穂中沼   | かほく市   | かほく市中沼は52番1ほか236筆 |
| 小泉 孝          | 河北郡津幡町 | 河北郡津幡町字川尻に9番1ほか4筆 |
| 有限会社 岡元農場     | 能美市    | 能美市中庄町い3番ほか2筆     |

## 2 認可年月日

令和2年3月31日

## 選挙管理委員会

## 石川県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年3月31日

石川県選挙管理委員会



(政党の支部以外のその他の政治団体)  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日     |
|-----------|---------|----------|---------------|-----------|
| 中川やすひろ後援会 | 浜田 正 治  | 別 宗 博 道  | かほく市外日角ホ88番地  | 令和2年2月12日 |
| 博 心 会     | 辻 本 千 佳 | 辻 本 千 佳  | 河北郡津幡町領家ハ59番地 | 令和2年2月26日 |

**石川県選挙管理委員会告示第20号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名    | 異動事項       | 新                       | 旧                    | 異動年月日      |
|--------------------|-----------|------------|-------------------------|----------------------|------------|
| 自由民主党柳田支部          | 向 峠 茂 人   | 代 表 者      | 向 峠 茂 人                 | 棚 田 昭 男              | 平成31年4月8日  |
| 自由民主党石川県能美市能美郡第二支部 | 橋 本 崇 史   | 会 計 責 任 者  | 河 上 真 理 子               | 古 村 美 和 子            | 令和元年5月1日   |
| 自由民主党石川県金沢市第三十五支部  | 小 間 井 大 祐 | 主たる事務所の所在地 | 金沢市田上本町4-1 タガミマンションC303 | 金沢市もりの里1-186 マーゴ981F | 令和元年12月31日 |

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名  | 異動事項       | 新                        | 旧                           | 異動年月日      |
|---------------|---------|------------|--------------------------|-----------------------------|------------|
| 日本司法書士政治連盟石川会 | 長 橋 尚 臣 | 会 計 責 任 者  | 重 谷 和 孝                  | 大 音 貴 司                     | 平成31年3月15日 |
| 喜多浩一後援会       | 宮 本 哲 一 | 代 表 者      | 宮 本 哲 一                  | 端 保 巖                       | 令和2年2月2日   |
| 金七祐太郎後援会      | 魚 棚 勇 人 | 会 計 責 任 者  | 西 中 順 治                  | 加 原 武 志                     | 令和2年2月4日   |
| 清水真一路連合後援会    | 三 林 隆   | 代 表 者      | 三 林 隆                    | 清 水 真 一 路                   | 令和2年2月14日  |
| 金沢をよくする会      | 浮 田 俊 彦 | 主たる事務所の所在地 | 金沢市田上さくら1丁目127番地         | 金沢市疋田1丁目33番地 畠&スターシップ税理士法人内 | 令和2年2月14日  |
| やまと政治経済研究所    | 本 林 勝 輝 | 主たる事務所の所在地 | 金沢市新神田3丁目6番27号 福富ハイム301号 | 金沢市諸江町下丁115番地2              | 令和2年2月28日  |

**石川県選挙管理委員会告示第21号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名  | 解散年月日     |
|-------------------|---------|-----------|
| 自 由 民 主 党 柳 田 支 部 | 向 峠 茂 人 | 令和2年1月20日 |

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 解散年月日     |
|------------|--------|-----------|
| 坂井たけし橘区後援会 | 崎田省二   | 令和2年1月31日 |
| 田中ひろと後援会   | 福島理夫   | 令和2年1月31日 |
| 21世紀会      | 田中博人   | 令和2年1月31日 |

#### 石川県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和2年3月31日

石川県選挙管理委員会

(法第19条第3項第2号による届出)

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 田中博人             | 21世紀会     | 令和2年1月31日       |